

所管部課		総務部 管財課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市営住宅条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市営住宅条例施行規則					
	部課機関						
1. 要 旨							
市営住宅第4団地の建物は、居住者の退去等により空き家1軒のみであり、国土交通大臣が定める耐用年数を経過しているため、居住の用に供することができない。 また、令和3年3月に策定した「市営住宅のあり方に関する方針」において、建替えは行わない方針である。 以上から、条例を一部改正（第4団地を削除）するものである。							
(1) 主な改正内容							
別表中の「東大和市営住宅第4団地」の項を削る。							
(2) 施行日							
公布の日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）							
総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等）							
令和6年第3回市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。